

平成27年度第22回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成28年2月12日
担当部・課：産業部商工課〔内線3525〕

① 件名
石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成22年3月に策定した「石巻市中心市街地活性化基本計画」について、東日本大震災の影響により、中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、平成27年1月に第2期計画を策定した（事業期間：～平成32年3月）。
【目的】 第2期計画の策定から1年が経過し、計画に掲げている復興関連を中心とした多くの事業について、記載内容と最新の事業内容及び事業実施期間に相違が生じたため、必要な変更を行うもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
【〔震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：有・無〕 石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 2 川とともに生きる (1) 中心市街地商店街の復旧・復興
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年1月20日 内閣府地方創生推進室と具体的な調整を開始 平成28年2月9日 中心市街地活性化協議会の開催
⑤ 主な内容
<変更内容> (1) 事業内容の大幅な変更：1事業（かわまち交流拠点整備事業） (2) 復興交付金制度の延長決定等による事業実施期間の修正：15事業 (3) 財源の確保による記載の修正：4事業 (4) その他の理由による記載の修正：7事業 (5) 事業の削除：3事業 (6) 関連する会議等の開催情報の更新 (7) 上記に伴うその他必要な記載の修正 ・計画の基本的な事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は無い。

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業について、市民に対する正確な情報発信が図られるとともに、一部の補助制度にあっては、変更認定を受けることで、事業に対する様々な支援措置の適用が可能となる。</p> <p>※本計画に記載することで適用が可能になる支援措置の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（国土交通省；暮らし・にぎわい再生事業の要件） ・地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）（経済産業省；補助の嵩上げ） ・中心市街地活性化ソフト事業（総務省；特別交付税措置）
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>計画変更の頻度は自治体によって様々であるが、内閣府地方創生推進室によると、支援措置の適用を契機にして変更の認定を申請しているケースが多い。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成28年2月中旬 内閣府地方創生推進室に変更認定申請 3月下旬 内閣総理大臣による変更認定</p>
<p>⑨ その他</p>